

入札等に参加される事業者の皆様へお願い！

「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」の制定により、局署等における事業者との応接方法等が変更されましたので、特に、次の点にご留意願います。

発注担当者等への不当な働きかけが行われた場合の内容は、記録・公表されます。

(不当な働きかけとみなされる内容)

有利な競争参加資格の設定を依頼すること

指名競争入札で指名するよう、また指名しないよう依頼すること

受注または不受注の依頼をすること

公表前の設計金額、予定価格、見積金額、または低価格価格調査制度の基準価格の情報を聴取すること

公表前の総合評価落札方式における技術点の情報を聴取すること

公表前の発注予定の情報を聴取すること

公表前の入札参加資格者情報を聴取すること

その他の特定の者への便宜または利益若しくは不利益の誘導につながる恐れのある依頼をしたり情報を聴取すること

局署等における事業者の皆様との応接方法について

執務室への自由な出入りを制限させていただいております。

ご用の方は、まず受付にお申し出願います。

ご用の向きに関しましては、受付カウンターや応接スペース等で対応いたします。

ご用の向きに関しては、複数の職員により対応させていただきます。